

15 令和8年度から適用される主な改正

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の見直し、各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ、大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設が行われました。

これらの改正は令和 8 年度の個人住民税から適用されます。

(1) 給与所得控除の見直し

給与収入金額が 190 万円以下の給与所得者に適用される給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5 千円以下	65 万円	55 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下		給与の収入金額×40% － 10 万円
180 万円超 190 万円以下		給与の収入金額×30% ＋ 8 万円
190 万円超		改正なし

(2) 各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

所得税の基礎控除が改正されたことに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が引き上げられました。

また、(1)の給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件【※1】 (収入が給与のみの場合の収入金額【※2】)	
	改正後	改正前
①扶養親族	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
②同一生計配偶者		
③ひとり親の生計を一にする子		
④雑損控除の適用を認められる親族		
⑤勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

【※1】①、②および⑤は合計所得金額、③および④は総所得金額等の要件をいいます。

【※2】特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(3) 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

納税義務者が特定親族【※】を有する場合には、その納税義務者の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

控除額については 21 ページを参照してください。

【※】納税義務者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族(配偶者及び青色事業専従者等を除く)で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。